

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を平成6年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月21日から同年6月21日まで  
平成6年5月21日付けでA社D事業所から同社C事業所に転勤したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する給与支給明細書及びB社C事業所から提出された平成6年5月21日付けの人事発令通知により、申立人がA社に継続して勤務し（平成6年5月21日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日は平成6年6月21日と記載されていることが確認でき、事業主は、「申立人の資格取得日を平成6年6月21日と届け出たため、申立人の同年5月分の保険料を納付して

いない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から51年3月まで  
ねんきん特別便が届き、申立期間の記録が未納となっていることが分かった。

実家は店をやっており、当時、年金等の支払に関してはすべて亡くなった父がやっていた。20歳になったから国民年金と一緒に納めると父から言われた記憶がある。町内会の人が集金に来ており、両親の記録は納付となっているのに、私の分だけ未納となっているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人や申立人の母親は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しているため、当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳の記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年10月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のほとんどは時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 33 年 3 月まで  
ねんきん特別便を確認したところ、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。昭和 32 年 10 月から 33 年 3 月までの期間において同社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことがうかがえるものの、勤務期間の特定ができない。

また、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和 43 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険関係の事務を担当していたとする者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間以前に当該事業所において申立人と同様の業務に従事していたとする者については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、当該被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。